

冬期にぎわい創出事業者収益力強化事業委託業務企画提案にかかる質問と回答

| 問番号 | 質問項目              | 仕様書該当箇所             | 質問                                                                                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問1  | クリスマスマーケット期間の会場利用 | (仕様書3(2))           | 12月16日から20日までは他団体のクリスマスマーケットの開催期間とされる一方、18日・19日にはイルミネーション点灯及びスケートリンクの運営を行うこととされています。当該期間中、本事業のスケートリンク・イルミネーション等の設営物を撤去せず設置したままとすることは可能との理解でよろしいでしょうか。また、当該期間中に本事業が使用できる区域(範囲)について想定があればご教示ください。 | 設営物の撤去は不要です。なお、仕様書4(1)ウの注釈欄に記しております通り、18日・19日はイルミネーション点灯及びスケートリンクの運営を行っていただくことを想定しております。また、使用できる区域については藍場浜公園東エリア及び西エリアとなります。道路区域、河川区域等との境界など詳細は契約後、公園管理者と協議を行ってください。なお、公園の平面図が必要な場合は、別添「参考資料提供申込書」によりお申し込みください。                                                            |
| 問2  | 開催日・開催時間帯         | (仕様書3(2)・4(2)ア)     | 開催時期は「複数の週末(金・土・日)及び夜間」とされていますが、4(2)アに「平日夜間 約10店舗」とあることから、平日(月～木)の夜間開催も想定に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、近隣への配慮等の観点から、開催終了時刻に上限の想定があればご教示ください。                                                           | 開催期間は「複数の週末(金・土・日)及び夜間」を必要条件とした上で、その他の期間は提案事項としますが、事業者の収益力強化の目的に鑑み、平日開催の提案も想定しています。開催終了時刻について県として一律の指定は行いませんが、近隣環境や公園利用規則等に配慮し、概ね20時～21時頃を上限とする提案を想定しています。地域環境に配慮した適切な運用計画をご提案ください。                                                                                        |
| 問3  | 定期航空便の就航日         | (仕様書3(2))           | 開催期間を「定期航空便(韓国便等)の就航日等を軸とした期間」とするにあたり、県で把握されている当該期間の運航曜日・発着時刻等の情報があればご教示ください。                                                                                                                   | 県公式ホームページ等で公開している最新の航空便ダイヤ情報等をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 問4  | 開催日以外の設営物の保全・管理   | 仕様書3(2)             | イベント開催日以外の期間におけるスケートリンク、イルミネーション、店舗設備等の継続設置に関して、施設管理上の制約があればご教示ください。また、開催日以外の夜間警備、設営物の保全、事故防止対策等について、受託者に求められる管理基準や責任範囲があればご教示ください。                                                             | イベント非開催日における設営物の継続設置は可能です。ただし、非開催日及び夜間の防犯・安全管理・養生・損害補償等については、受託者の責任において適切な管理体制を講じてください。                                                                                                                                                                                    |
| 問5  | 電源                | 仕様書3(3)・4(1)イ)      | 公園内に事業用途の電源がないとのことですが、電力会社との臨時電灯契約による仮設引込(仮設電柱の設置等)は可能でしょうか。また、発電機を使用する場合の設置場所・稼働時間・騒音等に関する制限があればご教示ください。                                                                                       | 電源の仮設引き込みについては、公園管理者と協議の上、認められた方法により可能となります。また発電機の使用に関しては明確な制限はないものの、騒音の発生に留意することとし、設置場所、稼働時間についても県と協議の上決定することとしてください。                                                                                                                                                     |
| 問6  | 給排水               | 仕様書3(3)・4(2)ア       | 公園の水道が使用できないとのことですが、給水タンクの持込み(給水車による補給を含む)による給水は可能との理解でよろしいでしょうか。また、出店者の雑排水(グリストラップ通過後のものを含む)を公園内の排水設備へ排出することは可能でしょうか。不可の場合は、全量を回収し場外へ搬出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。                                  | 給水タンクの持込みによる給水は可能です。雑排水については全量回収・場外搬出を原則としますが、これと同等程度の環境・衛生対策を講じる代替手法がある場合は、企画提案においてご提案いただくことが可能です。受託となった場合、提案を基礎として管理者や関係者と調整しながら執行することとなります。                                                                                                                             |
| 問7  | 仮設スケートリンクの面積・費用区分 | 仕様書4(1)ア「仮設スケートリンク」 | 200㎡規模の樹脂製スケートリンクについて、「200㎡規模」は概ねの目安か、最低面積要件かをご教示ください。また、リンク本体・安全手すり・靴靴等の初期調達及び設営撤去は委託事業、受付・発券・滑走指導・安全監視等の運営は自主事業という費用区分の理解でよろしいでしょうか。                                                          | 「200㎡規模」は概ねの目安です。スケートリンクの初期調達・設置及び撤去費用は委託事業の対象経費に含まれます。一方で、イベント期間中の受付・発券・安全監視・日常維持管理等にかかる費用は自主事業(運営事業)として整理する想定です。必要となる経費の区分や収支計画の妥当性について、見積書及び収支計画書にて明瞭に整理してご提案ください。                                                                                                      |
| 問8  | 火気・暖房器具・酒類の提供     | 仕様書4(2)ア・6          | マルシェにおける調理用の火気使用及び暖房器具(ジェットヒーター等)の使用について、公園管理上の制限があればご教示ください。また、出店者による酒類の提供・販売は可能でしょうか。                                                                                                         | 調理用の火気使用及びジェットヒーター等による暖房用器具の使用については制限ありません。なお、火を用いた演出コンテンツなど上記によらない火気使用については、認められない場合があります。また、酒類の提供・販売は可能です。                                                                                                                                                               |
| 問9  | 会場内の広告・協賛         | 仕様書5(3)             | 会場を活用した広告収入について、フェンス・バナー・大型ビジョン等への企業広告の掲出、及び協賛企業名を冠した名称(ネーミングライツ)の付与は、公園の使用許可及び屋外広告物に関する規制上、可能との理解でよろしいでしょうか。制限がある場合はその内容をご教示ください。                                                              | 会場を活用した広告収入は可能です。ただし、公園施設を利用して広告物を掲示する場合は公園管理者と協議のうえ設置してください。また、広告物を設置する場合は徳島県屋外広告物条例が適用され、臨時的、仮設的なものであれば設置は可能です。詳細は以下のホームページの「徳島県屋外広告物条例」、「徳島県屋外広告物条例施行規則」「徳島県屋外広告物の手引き」をご確認ください。<br>https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/2009082401949/ |
| 問10 | 交付金の対象経費          | 募集要項・仕様書冒頭          | 本事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するとのことですが、委託料の対象とならない経費、又は計上にあたり留意を要する経費があればご教示ください。特に、①タレント・出演者の出演料、②来場者向けの無料配布物・ノベルティ、③備品の購入費(リース・レンタルによらず購入する場合)の取扱いについてご教示ください。                                   | 単なる記念品や景品の配布、及び汎用性の高い備品の購入費は原則として対象外となり、資機材については「レンタル(借上)」を基本とします。なお、出演料や広報・周遊ツール作成費等の個別経費については、出店事業者の収益向上やにぎわい創出への直接的な必要性に応じて個別に判断・調整を行います。                                                                                                                               |
| 問11 | POSレジ機器等の帰属       | 仕様書4(2)イ            | 委託料により調達するPOSレジ機器等の所有権は、事業終了後、県に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。また、事業終了後に当該機器を出店者へ譲渡すること、又は次年度以降の同種事業において再利用することを前提とした提案は可能でしょうか。                                                                            | 本事業の委託事業における支援は、イベント期間中の「無償貸出(レンタル)」を基本としており、委託費による機器の出店事業者への無償譲渡等は想定していません。ただし、出店事業者のDX推進や次年度以降の自動化に向けて、受託者の自主事業等として事業終了後の継続利用や導入支援を行うスキームをご提案いただくことは可能です。                                                                                                                |
| 問12 | POSレジの利用条件・必要仕様   | 仕様書4(2)イ・ウ、4(3)ア    | 主催者用POSレジについて、全出店者への利用を必須とする想定でしょうか。また、必要台数、必須機能、通信環境、取得必須データ項目(商品別売上、客単価、時間帯、決済手段等)及び県へ納品するデータ形式に指定があればご教示ください。                                                                                | POSレジについては、全出店事業者への利用を必須とする想定です。特殊な事情等の場合は個別に判断します。導入するPOSレジ及び決済端末のメーカー、OS、機能要件、並びにデータフォーマット等の指定は行いません。屋外マルシェ等での現場運用性や安定性を考慮し、出店事業者のDX支援及び売上分析(商品別売上、客単価、時間帯等の取得)に最も効果的と考えられる機器構成やデータ形式を企画提案においてご提案ください。                                                                   |

|     |                    |                |                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|--------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問13 | 出店者向けDX導入補助        | 仕様書4(2)ウ       | 出店者向けDXツール導入補助について、以下の点に関して想定があればご教示ください。①1事業者あたりの補助上限額及び補助率、②補助対象経費の範囲(端末購入費、ソフトウェア利用料(月額)、導入設定費、研修費等)、③イベント期間外(事業終了後)に出店者の店舗で継続使用するツールの導入経費を対象とする可否、④補助金の支払いを令和9年2月28日までに完了する必要があるか、⑤補助の原資は委託料の内訳として計上するとの理解でよいか。 | 本事業の委託事業における支援は、イベント期間中の「無償貸出(レンタル)」を基本としており、この導入にかかる経費を委託料の内訳として計上してください。原則として、事業終了後に出店事業者の店舗で使用するツールの支援は想定していませんが、有形無形全てのツールを想定できているわけではないので、提案いただくことは可能です。支援は、イベント開催期間内に実施してください。                                 |
| 問14 | DX導入補助の対象者選定・審査    | 仕様書4(2)ウ       | 出店者向けDXツール導入補助の対象事業者の選定について、選定基準の設定及び審査・決定は受託者の裁量に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。また、県が定める審査基準、選定方法、承認手続等がある場合は、その内容をご教示ください。                                                                                                   | 出店事業者及びDX支援内容の選定基準の策定、一次審査、並びに交付事務は受託者が行い、最終的な決定は県の承認を経て実施するフローを想定しています。公平性及び透明性を確保した効率的な審査・管理スキームをご提案ください。                                                                                                          |
| 問15 | キャッシュレス決済手数料の取扱い   | 仕様書4(2)ウ・5(2)  | キャッシュレス決済の運用は受託者の自主事業とされていますが、出店者の負担軽減を目的として、出店者が負担する決済手数料の一部又は全部を、4(2)ウのDX導入補助の対象とすることは可能でしょうか。                                                                                                                    | 端末の初期導入費用や設定費用は委託対象経費とできますが、売上に応じた個別決済手数料(ランニングコスト)の公費負担は原則として想定していません。ただし、出店事業者の参加負担を軽減しDX推進を加速させる観点から効果的であり、事業の実現性・自走性と整合する提案である場合は、企画提案においてご提案いただくことが可能です。                                                        |
| 問16 | キャッシュレス決済に係る費用負担区分 | 仕様書4(2)イ、5(2)  | キャッシュレス決済に係る事務及び手数料等は自主事業とされる一方、POSレジ機器の調達・設定・貸出運用は委託事業とされています。端末費、通信費、決済手数料、売上入金・精算事務等について、委託事業と自主事業の費用負担区分をご教示ください。                                                                                               | POSレジを利用したキャッシュレス決済を出店事業者が、本イベントにおいて利用できる状態になるまでが「委託事業」で、それ以降、イベント期間中にかかる運用経費を「自主事業」とすることを基本の考え方としていますが、初期導入経費に数か月分の各種経費が含まれる等、導入する手段によって個別事情もあり得るため、提案者において整理してください。ただし、売上に応じて増減する経費(主に決済手数料を想定)は、原則として自主事業としてください。 |
| 問17 | 会計方法               | 仕様書4(2)・5(2)   | 売上データの取得精度の向上等を目的として、マルシェにおける会計をキャッシュレス決済を基本とする運用(現金利用者向けの代替手段を設けることを前提とする)を提案することは差し支えないでしょうか。差し支えない場合、県として配慮を求める事項があればご教示ください。                                                                                    | 完全キャッシュレス(現金利用不可)による運用の提案も可能ですが、子どもや高齢者等の多様な来場者利便性に配慮し、総合案内所でのサポートや現金対応等の救済措置を含めた運用計画をご提案ください。                                                                                                                       |
| 問18 | スケートリンクの利用料金       | 仕様書5(1)        | スケートリンクの利用料金について、県として想定されている上限額又は目安となる価格帯があればご教示ください。また、参考とすべき同種事例や料金設定上の基準があれば併せてご教示ください。                                                                                                                          | スケートリンクの利用料金(入場料・賃料料等)について県として一律の上限価格は設定しません。ターゲット層(ファミリー層や若者等)が利用しやすい受容価格帯を意識し、自主事業としての採算性と利用しやすさを両立した適切な料金体系をご提案ください。                                                                                              |
| 問19 | 既存著作物の権利           | 仕様書7(1)        | 成果物の著作権は県に帰属するとされていますが、受託者(構成員を含む)が本事業以前から保有する既存の著作物(業務システム・ソフトウェア、デザイン素材等)を本事業において使用する場合、当該既存著作物の権利は受託者側に留保され、県には本事業の目的の範囲での利用を許諾するとの理解でよろしいでしょうか。                                                                 | 受託者(構成員を含む)が従来から保有する既存著作物の権利は受託者側に留保されます。ただし、本事業の目的の範囲内における無償使用許諾を前提とします。なお、本事業で新たに作成された成果物の著作権は、原則として委託者(県)に帰属します。                                                                                                  |
| 問20 | 取得データの利用           | 仕様書7(1)・募集要項12 | 本事業で取得したPOS売上データ・来場者データ等について、受託者が次年度以降の自走事業の企画・運営のために、個人及び個店が特定されない統計データとして利用することは可能でしょうか。                                                                                                                          | 本事業を通じて取得したPOS売上データや人流データ等のうち、個人や個店が特定されないよう統計化・匿名化されたデータについては、公表を前提とし、その範囲で、次年度以降のエリア活性化や自走事業の企画・運営のために二次利用いただくことが可能です。                                                                                             |
| 問21 | 次年度以降の県の関与         | 募集要項8(2)3(3)   | 事業継続モデルの検討にあたり、次年度以降、県として会場確保への協力、後援名義の付与、広報協力等、何らかの関与を継続することを想定されていますでしょうか。想定があればご教示ください。                                                                                                                          | 次年度以降の自主事業移行について、会場使用の調整協力や情報発信など、行政や関係機関に求める協力を支援を整理の上、ご提案ください。                                                                                                                                                     |
| 問22 | 来場ターゲット            | 募集要項1・仕様書2     | 本事業の来場ターゲットについて、県民と県外・インバウンド来訪者の比重に関して県の想定があればご教示ください。                                                                                                                                                              | 目的を踏まえた上での提案事項とします。                                                                                                                                                                                                  |
| 問23 | 企画提案書の体裁           | 募集要項8(2)       | 企画提案書について、ページ数の上限、用紙サイズ(A4縦・A3横等)、文字サイズ等の指定はありますでしょうか。                                                                                                                                                              | 企画提案書のページ数や用紙サイズに厳格な制限は設けませんが、オンライン審査や閲覧の利便性を考慮し、通常のパソコン画面で確認しやすい形式で要点が簡潔に伝わるよう作成してください。                                                                                                                             |
| 問24 | 見積書・収支計画書          | 募集要項8(2)4      | 見積書及び収支計画書について指定様式はありますでしょうか。また、委託事業は見積書により、自主事業(スケートリンク運営等)は収支計画書により、それぞれ区分して示せばよいとの理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                  | 見積書及び収支計画書の指定様式はありません(自由様式)。ただし、積算根拠を明瞭に示すとともに、「委託事業(公費対象経費)」と「自主事業(独立採算分)」の区分が明確に分かるように作成してください。                                                                                                                    |
| 問25 | プレゼンテーション          | 募集要項9(2)       | プレゼンテーションは「事前提出された企画提案書のみを用いた」ものとされていますが、企画提案書に記載した内容の範囲内で、画面共有によりイメージ動画やシステム画面の操作デモを示すことは可能でしょうか。                                                                                                                  | プレゼンテーション審査時の画面共有は、原則として事前提出された企画提案書の範囲内で行ってください。指定時間内であれば提案内容を補足する資料投影も可能ですが、追加提案にならないように留意の上、円滑な進行にご配慮ください。                                                                                                        |
| 問26 | イルミネーション装飾及び夜間空間演出 | 仕様書4(1)イ       | イルミネーションの電飾器材等は次年度以降の保管対象と考えて良いか。また、保管となる際、想定する保管場所をご教示ください。                                                                                                                                                        | 本事業で使用するイルミネーション電飾や各種資機材については、原則として「レンタル(借上)」による調達を想定しているため、事業終了後の県施設等での保管は想定していません。                                                                                                                                 |
| 問27 | 広報プロモーション業務        | 仕様書4(3)イ       | 「ターゲット層に向けた各種メディア広報、事前プロセス発信による話題化、並びに様々な主体との連携による広報展開」についてですが、想定されている国内エリアをご教示ください。                                                                                                                                | 国内広報プロモーションの重点対象地域については一律に指定いたしません。アクセス性(定期便・高速道路等)やターゲット層の特性を踏まえ、最も費用対効果が高いと考えられるエリア及び展開手法をご提案ください。                                                                                                                 |